

# 体育施設使用申請時の注意点

## ■使用申請時の注意点

- ①施設を定期的を使用する場合は、使用者調整会議に出席して調整を行ってください。  
\*使用者調整会議に出席していない場合は、希望日時に使用できないことがあります。
- ②使用者調整会議前の申請は受け付けません。
- ③施設使用場所の広さは、活動時の出席人数に応じて決定してください。
- ④使用料の納付期限を厳守ください。

## ■使用可能時間：午前9時～午後9時

- \*教育委員会が認めた場合は、その他の時間帯での使用が可能です。
- \*年末年始（12月29日～1月3日）等、教育委員会が定めた日は使用できません。

## ■体育館使用料はつぎのとおりです。

区分	半日	1日	夜間
町内に住所を有する者又は 町内の事業所等に勤務する団体	500円	1000円	500円
その他の団体	1000円	2000円	1000円

## ■使用料の減免対象については、次のとおりです。

	区分	減免する割合
1	町又は教育委員会が主催して使用する時。	10割
2	町内に住所を有する者又は町内の事業所等に勤務する者のうち、障害者又は70歳以上の者若しくはそれらの者が過半数を占める団体が使用する時。	
3	町内に住所を有する中学生以下の者が使用する時。	
4	町又は教育委員会が共催する時。	5割
5	町又は教育委員会が後援する時。	3割
6	その他教育委員会が特に必要と認めるとき。	教育委員会が 相当と認める割合

\*使用を許可した場合でも、都合により使用できなくなる場合があります。  
あらかじめご了承ください。

# 体育施設使用時の注意事項

## ■施設使用にあたって

- ①使用時間（特に夜間：午後9時00分まで）、使用場所を厳守ください。
- ②退出時は、入口や窓を確実に施錠してください。
- ③使用後は、十分な清掃と施設整備を行い、ごみはお持ち帰りください。
- ④飲酒、喫煙は禁止です。
- ⑤使用日誌を必ず記入してください。（使用人数等、統計をとっています）
- ⑥駐車場では徐行運転を心がけ、事故等に十分注意してください。
  - \*近隣の商店や個人の敷地への駐車はご遠慮ください。
- ⑦使用中に、施設及び物件をき損又は滅失したときは、速やかに学校及び教育委員会に報告するとともに、その損害額を補償、又は原状に復旧してください。
- ⑧自己都合により施設を使用しなかった場合は、使用料の返還は出来かねます。
  - \*学校行事等により使用取消となった場合は、次期使用料に充当させていただきます。

※使用を許可した場合でも、都合により使用できなくなる場合があります。  
あらかじめご了承ください。

## ◎地区行事・大会等の注意点

- ①他の車の通行の妨げにならないように、駐車整理担当者を設置してください。
- ②乗用車で来場の際は、乗り合わせでの来場にご協力ください。
  - \*近隣の商店や個人の敷地への駐車はご遠慮ください。